

天塩町の令和2年度健全化判断比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、町の財政状況を判断するための健全化判断比率及び資金不足比率の公表が義務付けられています。

これにより、令和2年度決算に基づき算定された比率について、監査委員の審査に付され、9月定例議会において報告されました。

各比率については、以下のとおりとなっています。

健全化判断比率について

下記の4指標から町の財政状況を判断し、基準値以上である場合は、公表年度までに「健全化（財政再生）計画」を策定しなければなりません。（法第4条第1項、第8条第1項）

- ① 実質赤字比率 … 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模等に対する比率
- ② 連結実質赤字比率 … 全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模等に対する比率
- ③ 実質公債費比率 … 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模等に対する比率
- ④ 将来負担比率 … 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模等に対する比率

令和2年度健全化判断比率について

区 分	天塩町	地方債許可制移行基準	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	-	10.0%	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	-		20.0%	30.0%
実 質 公 債 費 比 率	8.3%	18.0%	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率	21.6%		350.0%	
概 要		基準以上の場合、 「公債費負担適正化計画」を策定することを前提に一般的な基準により地方債の借入が許可される。	基準以上の場合、 「財政健全化計画」を策定し、議会の議決・公表をしなければならず、かつ、外部監査を導入しなければならない。 (知事報告要)	基準以上の場合、 「財政再生計画」を策定し、議会の議決・公表をしなければならず、かつ、外部監査を導入しなければならない。 (国の同意要)

※「-」は、実質収支が黒字であることを指します。

上記のとおり、天塩町の財政状況は、早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要です。

また、実質公債費比率についても地方債許可制移行基準以下ですが、地方債借入の償還に伴い比率が悪化しないよう、他の事業の計画的な実施を進めていかなければなりません。

経営健全化基準（公営企業会計）について

公営企業の資金不足比率が基準値以上である場合は、公表年度までに「経営健全化計画」を策定しなければなりません。（法第23条第1項）

区 分	病院事業	水道事業	下水道事業	保養センター事業	経営健全化基準
資金不足比率	-	-	-	-	20.0%

公営企業会計についても資金不足は発生しておらず、経営健全化計画の策定は不要です。